

社会福祉法人花立かがやき会役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人花立かがやき会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員及び役員に対する報酬について事項を定め、適正な事務運営を図ることを目的とする。

(支給の対象)

第2条 法人定款第5条に規定する評議員並びに第15条に規定する理事及び監事（以下「役員等」という。）とする。ただし、評議員並びに役員等のうち、兼業先の規程等によりこれを無報酬とする場合がある。また、法人が経営する施設の職員が理事に就任している場合は、当該理事は除く。

(支給金額等)

第3条 評議員並びに役員等に支給する報酬等は、次のとおりとする。

- (1) 報酬は、評議員会並びに理事会出席1回につき1万5千円を支給する。
- (2) その他の用務で出張した場合は、社会福祉法人花立かがやき会旅費規程に定める額を支給する。

(退職慰労金)

第4条 理事長に対しては在任期間に応じて10万円を上限として慰労金を支給することができる。評議員会において額を決定する。その他の役員等が退任するときは、1万円相当の花束のみ贈呈する。

附則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

平成30年6月14日 一部改正